

令和4年度原子力規制委員会  
第38回会議議事録

令和4年9月14日（水）

原子力規制委員会

令和4年度 原子力規制委員会 第38回会議

令和4年9月14日

10:30～11:45

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正（審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善）
- 議題2：水素防護に関する知見の規制への反映に向けた対応
- 議題3：東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針

○更田委員長

それでは、これより第38回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正（審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善）」です。

説明は遠山基盤課長から。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正案に関する意見募集をしてまいりましたので、その考え方について、本日、御紹介し、了承を得たいと考えております。また、併せて、規則等の改正の決定についても論議するものでございます。

対象といたしました規則等でございますが、資料の下の方に書いてございますが「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」と「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」、規則の解釈及び審査基準としては、それぞれ二つの規則の解釈と「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」というものでございます。

意見公募は7月28日から30日間にわたって行いまして、提出意見は8件ございました。複数の御意見を頂いているものもありますので、トータルでは12件になります。

意見に関する考え方について、担当の方から御紹介をさせていただきます。

○照井長官官房技術基盤グループ技術基盤課課長補佐

技術基盤課の照井でございます。

提出された御意見に関する考え方でございますが、3ページ目、別紙1に示してございます。

まず、総論でございますけれども、今回、意見を頂いたものの中で、パブコメ（パブリックコメント）にかけた改正案を修正するというような御意見はございませんでした。幾つかかいつまんで御紹介をさせていただきます。

まず、許可基準規則解釈の50条、52条関係、格納容器圧力逃がし装置関係でございますけれども、意見の一つ目として、これは解釈の規定でございます「排気口又はこれに近接する箇所」ということの解釈についての御意見でございます。

これについての考え方は、規則を諮るときに御議論いただきましたように、これの設置する目的として「格納容器圧力逃がし装置からの放射性物質を含む気体の排気を放射線量の変化によって検出する」という、この設置の目的に照らして、この目的が達成できる箇所に設備を設置するというので、この「排気口又はこれに近接する箇所」ということの方考え方を示してございます。

なお、質問にございます個別設備の具体的な設置位置、これについては、審査の中で確

認をするものということで考え方を示してございます。

続いて、おめくりいただきまして5ページ目、水源の関係の御意見の御紹介でございます。

No.5でございますけれども、水源を複数、例えば、二つAとBというものを設置したときに、状況に応じてAを第1項の水源、Bを第2項の水源、あるいはBを第1項の水源、Aを第2項の水源として使う場合があります。そうしたときに、この改正案の第2項においては「前項の水源を除く」という規定があるので、こうした柔軟な運用ができないのではないかと。したがって、この「前項の水源を除く」というのを削除すべきではないかというのが御意見の趣旨でございます。

これに関する考え方でございますけれども、まず、56条の考え方を申し上げますと、この1項では、正に重大事故が発生したときに速やかに対応が求められるための初期の水源として、設備として設置をするということを求めているものでございまして、この2項の水源というのは、1項の水源に水を補給する、あるいは水源を切り替えるなど、その後の重大事故の収束のために必要な水源を規定しているものでございます。

したがって、この2項の水源というのは、1項と同じものであるということ、水源の切替えとか補給というものができなくなってしまうので、こうした趣旨から「前項の水源を除く」としているものでございます。

また、規則上「海その他の水源」と申しますと、この第1項の水源も含まれるという規定ぶりになりますので、その関係を明らかにするために、第1項の水源を除くという規定をしているということで考え方を示しているものでございます。

そのほか同様な御質問が来ておりましたので、後の紹介は割愛させていただきます。

以上です。

#### ○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

以上の提出いただいた意見を踏まえまして、規則等の改正案を別紙2-1及び別紙2-2のとおりまとめてございますので、御決定いただければと考えます。

また、今後の予定として、この別紙2-1に示す規則につきましては、決定いただきました場合には、速やかに官報の掲載手続を行って公布し、公布の日に施行すると。それから、解釈及び審査基準につきましては、この規則の施行の同日に施行するというものでございます。

私からの説明は以上です。

#### ○更田委員長

御質問はありますか。よろしいですか。

二つあって、確認みたいなものではあるのですが、最初のベントの排気における放射性物質に関する質問でこういう質問が来るのはもったいな話で、排気の意味するところが何かと。排気というのはどこからどこへ向けてのだけれども、環境に向けての排気の中の放射性物質のタイミングを知りたいというのが意図で、それが明確になっているかど

うかで、結局、フィルタ装置よりも下流側であればいいですよと。

個別の設置位置については、個別に審査しますという趣旨なのだろうけれども、まだちょっと解釈の余地が出てしまっているのだろうなと思っていて、今般の改正は改善ではあるのだけれども、まだ余地があるかなと思われるのは、例えば、現行の基準でCANDU（重水冷却圧力管型炉）のバキュームビルディングみたいなものが申請されてきたらどうするのといったときに、フィルタ装置からバキュームビルディングまでの間なのか、バキュームビルディングから環境への間なのかというと、恐らくバキュームビルディングから環境への間なのだろうけれども、新しい提案がなされたら、基準に手をつけなければならないというものではないのだと思うのですよね。

というか、新しい提案は、基準適用性をおそれてはならないというか、よりよい提案だったら、そういう提案があつてしかるべきで、バキュームビルディングなんかは、もう10年ぐらい前から仮想的な対策として議論の遡上に乗っているものだから、そういったものが申請されたっておかしくはないわけで、そうすると、多分、いろいろな言い方、バキュームビルディングそのものというのは、例えば、日本の場合でいうと、フィルタの下流だと、要するに、希ガスを一旦貯留しておくみたいなものでしょうけれども、だから、環境中への排気、環境中に排出するもののタイミングを知りたいのだという意図さえ正確に伝わっていればということなのだろうと思います。

それから、もう一つは、水源に関しては、結局、多重性要求のために、このように多重性の要求をしているのだよということを明確にするために「前項を除く」と書いているのだけれども、その意図が取り違えられてしまうケースがいまだあるのだろうと思っていて、もっと平たく言えないのかなとは思っていますよ。

だから、同じような意見を頂いていて、答えも同じになってしまうということは、そういう意図せざる解釈を受ける余地があるということの、まだそれを示唆しているので、さらなる改善の余地があると、そういう言い方になってしまうような気がするのですが。

山中委員。

○山中委員

更田委員長からの1点目の指摘なのですけれども、検出器の場所というのですかね、排気口というのがある程度定義されていれば、排気口につけますということであれば、分岐しているものはそれぞれにつけるという解釈になりますし、私はそれでいいのかなと。排気口につけるということで、大気に開放される出口につけるというようにとったのですけれども、私の解釈で間違っていますかね。

○更田委員長

使用目的でしょうね。だから、使用目的が明確ならばと。実際上を考えれば、エアロゾルの多くは捕集されているだろうと。ヨウ素もDF（除染係数）は2桁ぐらいではあるけれども、捕集されているだろうと。

それから、ごくごく初期に利くのは希ガスだから、その希ガスの出ていくタイミングを

知りたいのだよということが伝わっていれば、余り上流側につけるといふ発想は当然出てこないで、下流なのだなどというのが伝わるので、これぐらい平たく言えればというところなのだけれども、どうしても縦書きにすると固くなるという、そういったことだと解釈をしています。

ただ、元よりよくなっているのは間違いないと思うので、考え方はこれで了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

その上で改正ですが、別紙2-1及び別紙2-2のとおり、規則等の改正を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

二つ目の議題は「水素防護に関する知見の規制への反映に向けた対応」で、同じく遠山課長から。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

本議題は「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見の規制への取入れに関して、これまで原子力規制委員会で3回、状況を報告してございます。

前回の原子力規制委員会（令和4年度第31回原子力規制委員会）におきまして、この規制上の取扱いについて、委員の皆様の間で討議をいただきました。その際に、この討議の結果を踏まえてこの知見の規制上の取扱いの考え方の案を紙で示すようにという御指示を頂いておりましたので、今回、これを御用意いたしました。

資料の2ページ目に、別紙として「沸騰水型原子炉における原子炉建屋の水素防護対策に関する知見の規制上の取扱いの考え方（案）」としてまとめてございます。

考え方は大きく五つに分けて記載してございます。

まず最初に、原子炉建屋の水素防護対策は「原子炉格納容器から原子炉建屋への水素の漏えいを抑制する対策」、「原子炉建屋に漏えいした水素を排出する対策」及び「原子炉建屋に漏えいした水素を処理する対策」の三つに分けられるわけですが、これらを適切に組み合わせて実施することが効果的であります。

二つ目に、新規制基準適合のための対応の中で、これらの原子炉建屋の水素防護対策というのは相当程度実施されております。しかし、水素挙動の評価につきましても、その技術的制約から一定の条件を仮定したものでありまして、その結果につきましても、一定程度の不確かさを含んでおります。このような水素挙動の不確かさは、原子炉建屋の水素爆発による重大事故等対策への影響の大きさを考えれば、更にリスクを低減させる方策を求

める必要があると考えております。

三つの対策のうち、冒頭に申し上げました「原子炉格納容器から原子炉建屋への水素の漏えいを抑制する対策」であります原子炉格納容器ベント、これは最も効果的で、かつ信頼性の高い対策でありますので、現行の規制基準においても、既に原子炉格納容器の破損防止を目的としている原子炉格納容器ベントというのがございますが、その目的に原子炉建屋の水素防護を追加します。これによりまして、原子炉建屋の水素防護対策の観点から、原子炉施設等の状態が当該対策の実施判断基準に達した場合には、原子炉格納容器ベントをちゅうちょなく実施することが必要となります。

四つ目に「原子炉建屋に漏えいした水素を排出する対策」及び「原子炉建屋に漏えいした水素を処理する対策」につきましては、既に現行の規制基準で位置付けておりますけれども、また、対策も相当程度実施されております。その上で水素爆発のリスクを更に低減するという観点から、原子炉施設ごとの特徴に応じた対策を自律的かつ計画的に実施することを事業者に求め、その状況を継続的にフォローアップすることとします。

最後に、今後新たな知見が得られた場合や、事業者の対策の進展が見られない場合等には、この規制上の取扱いの考え方につきましても、必要に応じて見直すこととしたいと考えております。

以上を取りまとめました考え方の案を本日御議論いただきまして、資料1ページに戻りまして「今後の予定」でございますが、これがお認めいただけるということであれば、原子炉建屋の水素防護対策としての原子炉格納容器ベントの位置付けを明確化するための基準等の改正につきまして、その改正案を検討・作成し、別途、原子力規制委員会にお諮りをすると考えております。

また、事業者が策定するとしておりますアクションプラン、あるいは事業者の対策の取組状況などにつきましては、公開の会合で継続的にフォローアップし、必要に応じて、これも原子力規制委員会に報告するということとしたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○更田委員長

別紙に対してですけれども、御意見はありますか。

田中委員。

○田中委員

別紙の三つ目のところで、現行の規制基準においては、格納容器の破損防止を目的としているベントについて、その目的に原子炉建屋の水素防護を追加するということは適切なものだと思います。

一方、この次の2行下で「実施判断基準に達した場合」とあるのですが、実施判断基準というのが本当にしっかりと行われるのかどうかというのが若干気になるのですが、その辺についても、しっかりとした判断基準等を確立し、それをしっかりとしようということまでは基準等には書き込まなくていいのかどうか、いかがなのでしょう。

○更田委員長

今、最後におっしゃった部分ですけれども、まず、まだ議論が要るのだらうと思っておりますが、今の場合でいうと、格納容器圧力、これは、要するに、過圧破損を防止するというのが目的になっているために、唯一のパラメータとして格納容器内の圧力になっているけれども、そもそも格納容器内の圧力がシビアアクシデントのときに正しく測られているのかというのがあるけれども、でも、そんなに信頼性の低いパラメータではないだらうと。

炉型にもよるという部分は、炉型というか、格納容器の大きさですね、BWR（沸騰水型原子炉）でいうと。だから、炉型にもよる部分というのはあるだらうとは思いますが、ただ、私、後で申し上げますけれども、早めという位置付けが要るのだらうと思っております。

実際、このベントに関しては、本当に緊急時になったときに、即応センター（原子力施設事態即応センター）の判断だけに委ねられるのかどうかというのはちょっとまだ議論の余地があるところだらうと思っております。

具体的数値は、基準に書き込むというよりは、個別の炉で定めろというのが正しいアプローチだと私は思っています。

山中委員。

○山中委員

前回の原子力規制委員会（令和4年度第31回原子力規制委員会）でも提案させていただいて、その対策が三つあって、そのうちの一つ、格納容器から建屋に水素を漏れいさせないという、そういう対策について、具体的にはフィルタベントですけれども、そういう対策については、やはり基準改正を行っていただいて、目的を追加していただくというのがいいだらうという提案をさせていただきました。

当然、田中委員がおっしゃったように、基準の中に書き込むのか、あるいはどうするかということところは議論の余地があるらうかと思っておりますけれども、私自身は下部の保安規定できちんと規定すればいいかなと。当然、2番目の対策、3番目の対策が取られることとなりますし、炉の型式によって変化はするかなと思っておりますので、その辺りはきちんと運転開始までに保安規定に定めていただく。現状でも水素対策というのは文言としては入っているのですけれども、そういったところをきちんと明確にして、条件も明確にするということが必要かなと。

それから、一つコメントなのですけれども、事業者の対策のフォローアップ、2番、3番については、建屋からの排出、それから、水素の感知と処理については、これは以前やったような、そういう検討会をきちんと作っていただいて、単に事業者が何をやっているかというのをフォローアップするというよりは、むしろ積極的にコミュニケーションをとっていただいて、対策を、できるだけ早めに具体的な案を出させていただきたいなと思っております。2番目はコメントです。

○更田委員長

今の2番目のコメントは、だから、これから原子力規制委員会で議論されるのだらうと思いますけれども、検討会という形式にするのだとすると、少し広めなのでしょうね、そこへ参加する人が。というのは、要するに、この対策の趣旨からすると、これは4層から5層にかけての対策なので、いずれそういう議論に必ずなるのだから、早めの段階でやっておけばいいのかなと。原子力規制委員会がその部分の負荷を引き受けることになるかもしれないですけれども、少し広めの議論をした方がいいのではないかと思います。

石渡委員。

○石渡委員

2ページ目の別紙についてなのですが、一番最後の5番目の項目で「今後新たな知見が得られた場合や事業者の対策の進展が見られない場合等には」と、事業者の対策の進展が見られないということをあらかじめ想定しているというのはいかがかなと思うのですけれどもね。進展が遅いとか、遅れているとかいうのなら分かりますけれども、事業者にこういう対策を求めているわけで、それは当然やるべきことで、進展が見られないというのをここに書くのはいかがかだと思います。

○更田委員長

この5. というのはほかの上の項目と並列に並ぶ趣旨ではなくて、最後にちょっとずんでいるみたいな感じなのですよね。

委員、御意見はありますか。いかがでしょう。

ただ「取扱いの考え方は以下のとおり」と始まっているから、これも取扱いだというのが事務局の考えなのだと思いますけれども、標準応答スペクトル（令和3年4月21日の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の改正で導入した震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定した地震基盤相当面における標準的な応答スペクトル）とかで経験したことだからということなのかもしれないですけれども、いかがですか。

私はこの別紙に幾つか異論ありで、まず、最初の項目「3つの対策を適切に組み合わせて実施することが効果的である」と書かれているけれども、こんな知見に私たちは今、達しているかというのとは分からない。「3つの対策を適切に組み合わせて実施することが効果的である」というのは、三つともやれという意味なのですよね。

だけれども、そこまでの知識を我々は得ていない。だから、これをここまで書くのは決めつけ過ぎだと私は思います。「組み合わせて」と書くのは、三つの対策がある。それぞれ有効なのではないかなと思われるけれども、いずれにせよ強調したいのは、最も確実に信頼性の高い方法という、とにかく格納容器から建屋に移行させないことというのが、これが事故分析（東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析）のほぼ結論と言っているのだけれども、三つの対策を適切に組み合わせてというのは、ちょっと違うメッセージ、誤ったメッセージを送るような気がします。

それから、二つ目の項目「その技術的制約から一定の条件を仮定したものであり」は、

私は技術的制約ではないと思っていて、技術的制約と分かっているのだけれども、できないというように受け取られるのだけれども、私は認識論的な認識の制約だと思っていて、だから、技術的制約からというのは、そもそもこれが要らないかなと思っている。あるいはもっと分からないからという趣旨のことなのだと思う。

それから「その結果には一定程度の不確かさ」というのは、これは異論ありで、大きな不確かさ。これが1F(東京電力福島第一原子力発電所)事故分析の与えている非常に大きな結論で、一定程度ではない、決して。

それから、3. が「原子炉建屋の水素防護対策の観点からも」の「も」がちょっと気に入らないのですけれども、「観点から」でいいだろうと。

そして、4. は最初の3行が要るのかというのが分からないのです。「現行の規制基準において位置付けており、また、対策も相当程度実施されている。その上で」というのは、何でわざわざこんなことを言っているのかというのが私は分からなかったのです。「水素爆発のリスクの更なる低減の観点から」で始まって一向に構わないはずなのだけれども、何でこれを一定程度やってあるけれどもというのをここで言っているのだろうと感じました。

最後の5. は、石渡委員の御意見にまだ結論が出ていないので、順番に行こうと思えますけれども、1. について、私はこれは、いずれかによりではないのは分かるのだけれども、三つともやろうというのも事業者にとってはあるだろうし、だけれども、事業者によっては、移行を抑えるのと、それから、排気を促進するので対応しようというのも一つのアイディアとして十分あり得るだろうと思うのですよね。だから「適切に組み合わせる」というのはちょっとどうなのですかね。

○山中委員

更田委員長が言われるのはよく分かります。私はゼロ集合があってもいいのかなと思ったのですけれども、なので、誤解のないようにした方がいいかなと。本当は格納容器から漏らさないというのが一番有効ですよという、そういう書き方をしてもいいと思うのですけれども、更田委員長が言われるように、2種類の方法を選択するというのも可能かなと思いますし、そういう事業者が出てきても不思議はないかなと思います。

○更田委員長

これは本日文章を固めなくていいのかな。来週はまだ私はいるのですけれども、それ以降になるといなくなってしまうので、ちょっとどんなものかなと思うのだけれども、来週だったらまだ大丈夫なのか。問題意識はキャッチされていると思うのですが。

2. の「技術的制約」という言葉は、私はちょっとどうなのだろうな。ただし、認識論的というと、何か訳が分からないですよ。「評価については一定の条件を仮定したものであり、その結果には大きな不確かさを含んでいる」でいいのではないかなと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

3. は「観点から」で「も」は要らないかなと思いますが、どうでしょう。

4. の最初の3行弱なのですけれども、これは何なのですかね、山中委員。

○山中委員

実際、審査をしていた身からすると、確かにこれは一定程度はやってはいるけれどもという、それを書きたかったのです。

○更田委員長

でも、これは今後の取扱いの考え方は以下のとおりですよと言っているところに。

○山中委員

そうですね。それは確かに。

○更田委員長

長官、どうぞ。

○片山長官

原子力規制庁、片山でございます。

現行で対策が何も取られていないわけではなくて、現行の対策に今回得られた新たな知見というのをどう加えるかというペーパーなので、少なくとも現行、今、規制基準上どうなっているのか、それに加えるものは何なのかというような書き方をしているところがございます。それがないと、現行で何も要求していないのかという誤解を受けないように、あえてこの3行を書いてあると。

○更田委員長

でも「相当程度」が要らないかな、そうしたら。定性的だから。そんなことはないですか。

○片山長官

いや、それはそうではないという議論でずっとこれまで原子力規制委員会の議論も来ていたのではないかと考えていますので、これまで事業者との意見交換ですとか、委員間の討議ということを含めて、3回、4回御議論いただいておりますが、それまでの流れからいえば、こういう落ち着いたのかなと思っております。

○更田委員長

私は「相当程度」に異論ありなのですが、御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

私は書いておいた方がむしろいいかなと思うのですが。

○更田委員長

何で「相当程度」にちょっと違和感があるかについてお話ししますけれども、書くとしても「対策も実施されている」でいいのではないかと思うのは、9月6日の1F事故の事故分析の検討会（第31回東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会）で、議論や吟味はまだ次の検討会に送られてしまったので、しっかり議論はしていないのですけれども、そこで示されたものの一つが、モニタリングポストのデータをもう一回洗

い直しているのです。

そのモニタリングポストのデータを洗い直していると、（平成23年）3月12日、事故の翌日、発生の翌日ですが、3月12日の（午前）4時ぐらいから格納容器からのFP（核分裂生成物）の漏えいを示唆するような推定がなされているのですね。まだこれから詳細に検討会で吟味する必要のあるものではあるけれども、3月12日の4時から。

この3月12日の4時というのは、格納容器の圧力というのは1.5Pd（Design Pressure, 設計圧力）をちょっと超えるぐらいなのだと推定されている。FPよりは水素の方が先に漏えいしていきます。水素はFPが出る前に、被覆管の表面の酸化でも水素は発生しますから。だから、炉心損傷よりも、水素は量は少なくても先行するし、それから、透過性からいっても、FPより、希ガスよりも水素の方が透過性が高いとすると、もしそのときの格納容器圧力が信用できるとすると、1.5Pdをちょっと超えたぐらいなのです。

そうすると、不確かさを考慮したならば、ベントは1.5Pd以降では遅過ぎるかもしれない。まだ吟味は必要なのだけれども。格納容器圧力の不確かさだとか、様々なものを考慮すると、水素対策と考えるのだったら、ベントはもっと早期にやる必要がある。

そういった意味で、相当程度実施されているというけれども、ベントは確かに有効な対策ではあるけれども、タイミングを誤ったら、これはゼロイチなのですよ、要するに。遅れてやったら対策として意味をなさない。なさないというか、そこまでの間に水素が移行してしまっていると。

もちろん、建屋側の水素が可燃限界に達していないかもしれないし、いわんや爆轟限界には達していないかもしれない。そうではあるのだけれども、でも、逆に私はこの「相当程度」の意味がつかめない。だから、対策が実施されていることはそうなのだけれども、ここに定性的な「相当程度」という言葉が入ることの意味をちょっと私は捉えかねているのですけれども、いかがでしょうか。

山中委員。

○山中委員

「相当程度」を私は省くことにはこだわりはありませんけれども、対策が講じられているということは事実だと思うので。

○更田委員長

田中委員、いかがですか。

○田中委員

「相当」という言葉の意味だと思うのですけれども、ここで「一定程度」とか言っても余り意味がないから、逆にもう「対策も実施されている」というだけでもいいのかなと思います。

○更田委員長

市村技監。

○市村原子力規制技監

ありがとうございます。市村です。

更田委員長の問題意識はすごくよく分かって、だからこそ2. も不確かさの議論をしているわけなので、それは分かるのですけれども、元々2. の1行目のところで現在の基準適合性に対する考え方を書いていまして、ここで相当程度実施されていると。ここではベントの話と排気の話と処理の話とを含めて、認識として基準適合としては相当程度実施されているというのを前提に書いていて、4.の方はそこを更に排気と処理に限って、PAR(静的触媒式水素再結合装置)とか、トップベントだの、ブローアウトパネルだのがあるということを書いているので、全体の基準適合性に対する認識というのを、「相当程度」という形容詞なので、なかなか定量的な議論は難しいですけれども、それをどう原子力規制委員会として捉えているかというのをはっきりすることが必要なかと思います。

○更田委員長

ごめんなさい、市村技監、分かりました。4. はブローアウトパネル、トップヘッドベント(トップベント)と、それから、PARのことだけを言っているわけだね。だから、むしろ「相当程度」に問題があるとしたら2.の方なのだ。だって、ベントは水素対策として今まで考えられてきていない。

この時期にベントしたら水素濃度がどうなるかというのは、審査の中で見てはいるから、ベントも考慮の対象には入っているのだけれども、ただ、分かった。「相当程度」というのが、PARであるとか、ブローアウトパネル、トップヘッドベントを指しているのであれば、これは「相当程度」でいいだろうと思う。というのは、ブローアウトパネルについて、随分がつつやっちはいるわけだから。

だけれども、では、それで足りていないのではないかというのが事故分析の示唆なので、分かりました。4.の「相当程度」は、では、譲りましょう。分かりました。オーケーです。

そうしたら、2.の方だな。ただ、それを受けてなのだ。だから、ブローアウトパネル、トップヘッドベント、PARの考慮はもちろんのこと、そもそも建屋に移行する水素を未然に押さえ込めというのがベント早期論なので、そういう趣旨ですよ。余り形容詞が気にならない人は、形容詞は気にならないかもしれない。

ただ、12日の4時で格納容器から、これはFPですけれども、リリースがあるかもしれないということを考えると、並行して水素の移行があったと考えると、格納容器圧力1.5Pdちょっとなのですよ。

これはどうしよう。1.の修文というのはできていないのだよね。2.はできているのか。3.もいい。4.もいい。1.だけ残っていますけれども、三つの対策。そうか。だから、先ほど山中委員も言及されていたけれども、ベントが信頼性が高く有効なのだというのは書かれていないのだよね、結局、三つの中で。

でも、3.で三つの対策のうち格納容器ベントはと、ここで出てくるから、ベントについて語るところで書かれているから、そうすると「三つの対策を組み合わせる」というと

ころは「三つの対策により」なのかな。でも、三つ全部やれというのも決めつけたものではないのだと思うのです。「などにより」にしてしまいますか。1番はいいのですけれども「『水素を処理する対策』等により実施することが効果的である」。「等」というのは何だというのはあるのですけれどもね。

○伴委員

これは単に事実として、こういう三つの対策が考えられるというだけではいけないのですか。

○更田委員長

そうだと思います。それでも結構です。それでもいいです。

実際には、BWRの建屋というのは確かになかなか、これまでの審査で見られているものという、ベントに関しても、繰り返しますけれども、このタイミングでベントをやると、そのときの建屋の水素濃度はこのぐらいだろうというような評価はしているのだけれども、一方で、PARもオペフロ（オペレーションフロア）にPARを置きますというはあるけれども、下層階にPARという議論であるとか、狭い空間に水素の濃度が高くなるかというようなところの検討までしているわけではないと。

あと、ブローアウトパネルもトップヘッドベントも、どちらかというオペフロより上の排気、もちろん大物搬入口等々があるから、下層階にも一定の効果はあるのだろうけれども、下層階のどこかに滞留しないかなんて、これは設置許可で見る話でもないぐらい、プラントごとにとというようなものではあるので、だから、「原子炉建屋の水素防護対策は何々及び何々が考えられる」でいいのではないかな。そうですね。

そうすると、1. が対策及びこれこれの対策が考えられる。

2. は「水素挙動の評価については、一定の条件を仮定したものであり、その結果には大きな不確かさを含んでいる」。

3. は「観点からも」の「も」を取る。

4. はそのまま。

5. です。石渡委員の御指摘がありました。いかがでしょうか。御意見はありますでしょうか。

石渡委員。

○石渡委員

ですから「見られない」というのを、例えば「遅い」にするとか、そういうのはいかがですか。

○更田委員長

私はどちらでも、余りあれですが。

「今後新たな知見が得られた場合や事業者の対策の進展が見られない場合等には」、ここは当たり前のことを書いているといえ、当たり前のことを書いているのですが「対策の進展が遅くなる場合には」「進展が遅れる場合には」。「進展が遅れる」というのはお

かしいかな。「対策が遅れる」かな。

これは大体いつまでにやれと言っているのですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山ですけれども、これは事業者の方からは、お手元の資料の16ページに工程図が示されておりまして、それぞれアクションプランの検討や短期的・中（長）期的な検討をこのぐらいまでにやりますというのが今の時点では出ております。この詳細を今後聞いていこうと考えているものでございます。

○更田委員長

肝はベントタイミングだとすると、一番のポイントがベントタイミングだとすると、設備対応は要らないわけですよ。決めだけの問題。ただし、理解を得るために時間が掛かる可能性はあるだろうということですよ。でも、実際にBWRは動いていないわけだということなのかな。

長官。

○片山長官

5. は、（1Fの）事故原因分析は今後も継続していくので、新たな知見が出てくれば、またその扱いをどうするのかというのを考えましょうというのが一つと、それから、もう一つ、事業者の対策の進展が見られないというのは、3. のことというよりは、むしろ4. で事業者が自主的にこれからやっていくものの進展というのを見た上で、4. については、まずは自主的な取組をやりますと言っているということと、各プラントごとに柔軟に対策を考えてもらった方がいいだろうということで、一律の要求というよりは、まずは自主的な取組をフォローしようということなので、その進展がない場合には規制上の取扱いをどうするのかを考えるというのが5. と、そういう意味でございます。

○更田委員長

石渡委員、いかがですか。

○石渡委員

ただ、自主的にやりますと言っているものを、進展が見られない場合というのをあらかじめ想定するのはいかがかと申し上げているのです。

○更田委員長

進展が。

○片山長官

まだこれから具体的に聞いていくことなので、今の時点だと、これぐらい書いておいてもいいかなというのが事務局の判断でございます。

○更田委員長

伴委員。

○伴委員

表現としてどうなのだというのが石渡委員の御指摘だと思うので、もう少しニュートラ

ルに書けばいいのかなと。ですから、例えば「今後新たな知見が得られた場合及び事業者の対策の状況に応じて、本規制上の取扱いの考え方について必要に応じて見直すこととする」というような、そのようなニュートラルな書き方にすればどうでしょうか。

○更田委員長

「状況に応じて」ね。

田中委員。

○田中委員

だんだん頭がちょっと混乱してきたのですけれども、そもそも5. というのはここに書く必要があるのですか。

○更田委員長

必要とまでは言わなくても、当たり前のことといえば当たり前なのです。いつでもこういう判断はできるわけで、新しい知見が得られたからとか、事業者がしっかりやっていない、不十分だとなれば、いつでもできる話なので、書いていなければいけないものではないかもしれないけれども、ただし、この建屋水素の議論というのは、進行中のものでもある部分があるのと、それから、やはりこれは事業者に対して検討を促したいという気分が乗っているのだと思うのです。だから、絶対になければいけないというものではないかもしれないけれども、あっていいように私は思っています。

山中委員。

○山中委員

いろいろな御意見が5項目について出ましたけれども、私はやはり強いメッセージとして書いておいていいのかなと思います。「見られない場合は」という強い表現にして、原子力規制委員会のメッセージとして出した方がいいような気がします。もちろん自主的にやっていただくのが始まっているわけですが、強いメッセージとして出していただいた方がいい。

○田中委員

1 ページ目の「今後の予定」の後段のところにもある程度書いているのですけれども、今、山中委員が言われたように、我々としての強いメッセージとしてここに書くことが必要だということで理解しました。

○更田委員長

私はいつもこういう言い方をしているので、このままでいいかなと思いますが。

○石渡委員

大勢に従います。

○更田委員長

多数派が形成されたという理解をしておりますので、もし間違っていればですけども、私と山中委員、田中委員はこのままでよかろうということですので。

修文はキャッチされていると思いますし、大きな修文ではないもので、改めるというこ

とを前提にこれを了承したいと思います。

(首肯する委員あり)

そして、了承の経緯、見え消しも含めてなのかもしれないけれども、了承したものを改めて資料として確定させて、ホームページに掲載をしてください。よろしいですか。処理はそれでいいかな。

○片山長官

承知いたしました。

○更田委員長

ありがとうございました。

三つ目の議題は「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針」です。

説明は追加検査チーム副チーム長の門野副チーム長から。

○門野長官官房東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム副チーム長

それでは、追加検査チームの門野でございます。

資料3をお開きください。東京電力柏崎刈羽の今後の検査における確認方針について、お諮りしたいと思います。

「経緯」のところに書いてありますとおり、現在、追加検査を行っておりまして、真ん中のところですが、中間取りまとめで了承がなされました東京電力に対応を求める事項と評価の視点に基づいて、改善措置計画の実施状況の検査を行っているところです。

これまでに東電の改善措置計画の36個全てがいわゆる実施段階に入りましたものですから、今回、確認方針を定めさせていただいて、それに沿って検査を進めていきたいと、そのように考えております。

3. のところですが、追加検査については、2 ページ目以降の別紙の確認方針で進めることについて了承いただきたいと思っております。

それでは、2 ページをお開きください。

2 ページと3 ページに確認方針を定めております。

まず、前段のところでございますが、これまでの追加検査によりまして、今般の2 事案の背景には核物質防護設備に見られるハード面の要因と、組織・行動などに見られるソフト面の要因があったことが明らかになっております。

今後の追加検査では、東京電力が策定した改善措置のハード面・ソフト面の対策の効果が発揮されて、重大な問題を繰り返さないための対策が実施されているかどうかをまずは確認するということです。それとともに、日常的に不適合の兆候を捉えて未然に防止し、たとえ不適合が発生しても、東京電力自身で適切に是正できるようになるかどうかを確認する必要があると考えています。

これが2 点目でございますが、この二つについて、まずは確認方針1、2 を決めました。

確認方針1 が「強固な核物質防護の実現」として、重大な問題を繰り返さないための対

策として、マニュアルの整備などのソフト面の対策のPDCAが確実に回り始めるとともに、ハード面につきましては「人は判断ミスをするものと想定し、人に頼る部分を極力小さくする」方針が具体化されて、出入管理システムや既設の立入制限区域の対策が終了し、改善の効果が確認できること。更には、立入制限区域の見直しによって、より一層の改善効果が見込まれること。これが1点目でございます。

そして、2点目は確認方針2ですが「自律的に改善する仕組みの定着」としました。経営層のリーダーシップによってマネジメントレビューや変更管理の仕組みが改善されて、核物質防護業務全体のチェック機能が働くようになり、PDCAを回しながら資源配分を含めた改善の取組が実践されていること。

そして、これはPPCAPのことですが、PP管理者の指導の下でPPCAPで実質的な議論がなされ、核物質防護に係る不適合が確実に管理されて、実効性のある措置が実施されていること。こうした核物質防護に係る自律的改善の取組が東京電力社内及び協力会社に浸透し、発電所全体で核物質防護に対する意識や行動に改善傾向が認められること。

こういった大きな二つの確認方針を定めて、これが達成されるということが大きな要件になるのだと思います。

「加えて」のところにつきましては、以上の先ほど言いました2点については、これは通常の電力会社等々では、この二つを見ることによって、達成されることによって、今後の追加検査というものの取りまとめが行われると思いますけれども、東京電力に対しては次の一つを加えたいと思います。

東京電力では、過去の事故・トラブルごとに様々な再発防止対策が取られてきたにもかかわらず、今回の2事案のような重大な問題が発生したことを踏まえると、現在実施されている改善措置を一過性のものとしなないための取組も求められると考えておりました、具体的には3ページ目にありますとおり、確認方針3「改善措置を一過性のものとしなない仕組みの構築」として、東京電力や協力会社の社員の核物質防護に対する意識や行動について、自ら定期的にモニタリングし、劣化兆候を把握した場合は迅速かつ適切な対応が行われる仕組みが構築されて、こういった仕組みについては、核物質防護規定等に明記されていること。これを東京電力には求めていきたいと思っています。

この方針に基づきまして、この4月に御報告させていただいた中間取りまとめのときに報告した東京電力に対応を求める事項とその評価の視点を、後ほど御説明します別添のとおり、確認の項目、確認の視点、そして、確認内容として再整理をいたしました。今後の追加検査では、この再整理した確認の内容に記載された事項が実現されているかどうかを「検査の対象(例)」に掲げた事項に基づき、具体的に確認をしていきたいと思っています。

4ページ目と5ページ目に具体的な確認の項目等々を再整理いたしました。

一番左側に、まず、4ページ目をお開きいただきますと、上のところに「確認方針」、今回御審議いただく三つの確認方針がここに掲げられて、次に確認の項目、そして、今までは「評価の視点」という言葉を使っていたけれども、ここは「確認」という言葉に

統一して「確認の視点」、そして「確認内容」「検査対象（例）」といった形で取りまとめております。

つまり、この表の左半分は既に4月に御確認いただいておりますけれども、右半分の「確認内容」からについては、今回初めて定めたものでございます。

一番上を御覧いただきますと、耐用年を超えた設備の取替え等が行われているかといった視点については、例えばですけれども「全ての設備について健全性評価を行い、その結果に基づき取替対象となる設備が特定され、設備の取替や改造などの対応が行われていること」、そういったことを確認内容とするといった形で、全てこのような確認の内容として具体的に定めております。

5ページ目でちょっと説明させていただきたいのは、今まで4月に御報告した内容から大きく変えたところが5ページ目でございます。5ページ目の一番下の欄でございまして、今までは確認項目を八つ定めておったわけですけれども、今回は東京電力に対しては、九つ目、9番目を新たに要求したいと思います。

具体的には9番目として「核物質防護の意識や行動の保持」として、確認の視点としては「改善措置の継続的な実施により、核物質防護の重要性に対する意識や行動が保持される仕組が構築されているか」、具体的には、確認の内容としては「東京電力や協力会社の職員の核物質防護に対する意識や行動について、定期的にモニタリングし、劣化兆候を把握した場合は迅速かつ適切な対応が行われる仕組が構築され、核物質防護規定等に明記されていること」といったことを「検査対象（例）」として「改善措置実施計画等」、それから「東京電力自身による行動観察記録」、そういったものを使って確認をしていきたいと思っております。

このような確認方針に基づく確認項目等を定めた上で、先ほど御説明した確認の方針の大きな三つ、特に3番目は東京電力に対して特別に要求するものですが、それを定めた上で検査を進めてまいりたいと思っておりますので、最初のページに戻っていただきますと、「今後の予定」としては、この確認方針の下で追加検査を行い、随時、その実施状況を原子力規制委員会に報告させていただいて、審議を行いながら追加検査を進めていきたいと思っております。

事務局からの説明は以上になります。

○更田委員長

御意見はありますか。

非公開の臨時会議で議論をしているところではあるのですが、この確認方針については、公開で議論できると思っておりますので、特にPPの機密に関わるものではありませんので、御意見いただければと思います。

田中委員。

○田中委員

今、説明があったのですが、ハード機器に関する確認方針1と、ソフト的な事項

に関する確認方針2と、それが示され、また、これらのことを一過性のものとしないう確認方針3が記載されてございまして、これらについての確認の視点、確認内容、検査の対象（例）が示されていると理解しました。

確認内容につきましては、概して適切なものだと思いますが、ハード面的なものについては確認しやすいと思う反面、ソフト面のものについては、ハード面のものと比べて確認が容易でないものがあるかと思いますが、それらについても確認の視点、確認内容が具体的に記載されていると考えます。

今後、実際に確認していく場合においても、特にソフト面的なものについては、表面的にならず、具体的な活動内容等を見ていくことが必要かと考えます。その中でも、例えば、重要なものとして、PP管理者が関係者の間で理解され、関係者とよく協議・説明しながらPP業務を実行することとか、PPCAP制度の意味をよく理解し、効果的に運用されていることが重要であるかと考えます。

また、8の「組織文化」のところで「核物質防護部門の職員が部門内や他部門と率直に意見交換を行っていること」とございまして、大変重要かと思えます。特に核物質防護部門が孤立することなく、セーフティとセキュリティのインターフェースにも留意して、シナジーの向上の観点からも活動していることを確認することが重要かと思えます。

また、組織文化のところですが、セキュリティ文化の重要性とか、具体的な行動の在り方など、分かりやすく説明し、行動を実践・指導するような人がおること重要かと思えますので、そのようなこともしっかりと見ていただければと思います。

また、ちょっと視点が違うのですが、東京電力においても、この確認の視点を理解し、それを踏まえて具体的な対策等を自ら考え、行動に反映してくるものはあるかもしれませんが、それらについてを観察し、評価していくことが重要かと思えます。

以上です。

○更田委員長

今、田中委員が言われた意見というのは、恐らく5人共通するものがほとんどだと思うのですが、ハードに比べてソフトの部分で、ソフトの部分、例えば、意識、行動、文化に関わるようなものというのは、評価する側、評価する主体の責任が大きくなるのですよね。

意識、行動、文化が十分なものであるという判断は規制側がするわけで、そこを十分見ているかというところなので、確認方針2、更には3にわたる部分というのは、見る側の責任をも含めて、強調せざるを得ないのだろうと思います。

ほかにありますか。

伴委員。

○伴委員

今の指摘の特にソフト面については、どこまで行われているのか、どこまで改善されているのか、それを客観的に見るのは難しい。それは確かだと思いますが、ただ、もう少し

大所高所から考えたときに、東京電力に何を求めるかというのは決して特殊なことではないと思うのです。

言ってみれば、やって当然のことをやっていなかった。そして、現実には他電力や他サイトで普通に行われていることがこの柏崎刈羽では行われていなかった。そういったことが今まで検査の中でいっぱい見つかってきています。だから、それを主にハード面について確認しようというのが方針1であって、仕組みとしてのソフト面について確認するのが方針2であると。それが別添にまとめられているのだと私は理解しています。

加えて、やはり相手は東京電力であるということがあって、5年前に東京電力の適格性について判断をしたときに、七つの約束というものを掲げて、それを保安規定に書き込むことによって、決して安全をないがしろにしないということを誓ってもらったわけですね。それはあくまでセーフティのことであつたので、今度はセキュリティがそこに加わるということだと思えます。

ですから、核物質防護規定にとにかくセキュリティをないがしろにはしませんということをもとにしっかり誓ってもらった上で、では、具体的にどうするのですかということが必要に応じて下位文書に書き込んでいく。そういうことなのかなと私は理解しています。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

この2ページ、3ページの部分には表立って書いていないのですが、4ページの表の2. ですね。私は自然ハザード関係をやっている関係上、これを強調したいと思うのです。柏崎刈羽というのは日本海側の海岸沿いに位置してしまっていて、その立地の自然条件が非常に厳しいところにある。特に砂丘地帯に位置しているということで、砂がたまったり、それから、特に冬は非常に風が強い、波が荒い、雪も降るといような条件で、こういう自然環境が非常に厳しいところにあるということに対応したような核防護対策のハード・ソフト面の対策の実施ということが求められると思うのです。その点を強調したいと思います。

以上です。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

まず、大方針の二つ、方針1と方針2ですけれども、まず、方針1については、既に東京電力から、施設・設備の対応については、いろいろ提案がなされていると。それについては、核物質防護規定の審査の中できちんと見ていただくということがまず第一かなと思います。それに対する管理・運用も、方針1の中できちんと審査をしていただくというのがまず第一かなと思います。

確認方針2については、これは組織文化ですとか、あるいはマネジメントシステム、ソ

フトの部分ですので、まず、これまでの追加検査の中で、十分、現状については、確認いただいた。ここからどのように変化をするかというところ、東京電力がどのように変わっていくのかというところを、できるだけ客観的に、定量的に変化を見ていただくかというところ、あるいは変化がとれるかという、そこが重要なと思います。

よいように変化をしているならば、よいという評価になるでしょうし、項目としては丸がつくと思うのですけれども、それをきちんとしていただくということ。既にそういう提案は検査の項目の中でされていると思うのですけれども、その点をもう一度お願いしたいということです。

それから、東京電力に特別な対応ということで方針3がございましてけれども、これについては、東京電力が新たな取組をこれから提案するというところに多分なろうかと思っておりますけれども、その提案について、これからどのように検査で見えていくかというのは、多分、相手方からの提案があって、それを検査の中でどのように調べていくのかというのが、恐らく半年辺りで明らかにすることになろうかと思うのですけれども、これについては、まだ提案はされていないと思ってよろしいですね。

○門野長官官房東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム副チーム長

門野です。

まだ提案はありません。これからです。

○更田委員長

よろしいですか。

では、最後に私から。

確認方針1については、伴委員が言われたように、ほかでできていることが明らかに柏崎刈羽ではできていなかった。不良警報などのエラーの頻度やその取扱いについても、他電力はおろか1F、2F（東京電力福島第二原子力発電所）と比べても明らかな差があって、ですから、逆に言うと、これは普通になっているか、それから、普通以上に強化されているかというところだと思うので、評価の尺度としては困難ではないかもしれないけれども、確認方針2は、特にこの最後に書かれている「意識や行動に改善傾向が認められること」、先ほど既にお話ししましたがけれども、意識や行動、それから、文化に対する評価というのは評価する側の視点や能力に左右されるので、これは評価する側、原子力規制委員会の意識や能力が重要になるのだらうと思います。

そして、確認方針3は、これはいわゆる東電スペシャルですね。他の事業者だったら、ここまで、これはなかつたらうと。東電だからということなのですからけれども、ただ、これも継続的なものなので、原子力規制委員会側の決意も重要ですね。ずっとこのように見るのだよということなのだと思います。

更に、これだけでいいのかと考えたときに、何かというと、例えば、別添の2枚目の5.で「PP業務を特別視せず、PDCAサイクルを確実に回していく体制が構築・実行されているか」というのは、これは東電だけに対する問いではないと思うのです。原子力規制委員会

においても、PP業務を特別視せず、PDCAサイクルを確実に回していく体制が構築・実行されているかという問いでもあるのだと思っています。

私たちは、これは私の受け止めだけではないと思うけれども、PP業務を特別視してきているのです。その特別視せざるを得ない事情があるのも事実ではあるけれども、過度に特別視してきたきらいがあると私は思っています。

それから、田中委員が言われた大変重要な指摘は、セーフティとセキュリティのインターフェースとそのシナジーが。だけれども、シナジーを生むような規制体制になっているかどうか。規制が別々に見ているのに、事業者においてシナジーを生めというのはむちゃくちゃですよ。

例えば、この間、PP設備の電源に不十分なところがあると。設置許可であれだけセーフティの電源を見ているのに、PP設備の電源は別なのです。だけれども、同じ母線にぶら下がっていたり、一つのシステムとして捉えなければいけない。セーフティもセキュリティも、電源に関して言えば、一体として捉えなければいけないのに、設置許可の審査チームはセーフティだけ、PP設備の電源はと。規制側がこれだったら、事業者側だってそうなりますよ。

それから、例えば、確認方針3だと、これは検査官の関与が重要になってくる。事務所で日常的に東京電力を見ている人たちの受け止めというのはとても大事だと思いますけれども、PPはPP担当だけと、そうはいかないだろうと。

だから、東電に求めると同時に、原子力規制委員会が改善を進めないといけなくて、それはそれで、その具体化なり、取組なりというのは、マネジメントシステムの中でもそうだろうけれども、ちょっと山中委員の御意見を伺わなければいけないですけれども、これは手をつけなければいけないことで、検討というか、議論そのものは始まっているけれども、具体的に手をつけるところまでは行っていないのだと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○山中委員

この東電の核物質防護の問題が発生したときに、やはり原子力規制委員会の中での核物質防護に対する意識の低さというのは、これはどうしてもそういう問題があったのだろうなというのは、そこをやはり組織的にも修正をしていかないといけないし、原子力規制委員会の組織文化的にも修正をしていかないといけない。

組織面では強化はされたと思います、この1年半余りで。かなり強化はされたと思うのですけれども、やはりセーフティとセキュリティの境界をなくしたり、あるいは議論を進めたり、これはできるだけこの検査の報告を受けた中で、議論してくださいねということはお願いをしているのですけれども、必ずしもハード面まで見られていたかということ、そうではないので、これはもう本当にこれから原子力規制委員会も継続的に改善をしていく必要があるのかなと。安全だけではなくて、核物質防護に対してもきちんと見ていくという姿勢を貫かないといけないのかなと思っています。

○更田委員長

ありがとうございます。

ほかに御意見はありませんでしょうか。

具体的に別添の方に手を加えるというものではないですね。確認方針1、2、3はいかがでしょうか。よろしければ、これを了承したいと思います。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、別紙のとおり、今後の追加検査における確認方針を了承します。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。